

令和6年4月23日

新1年生保護者の皆様へ

沖縄県立那覇国際高等学校長
(公印省略)

令和6年4月～6月までの高等学校等就学支援金（授業料支援）申請 の未手続き状況（4月23日現在）について

高等学校等就学支援金制度は、国による授業料の支援制度です。

支援を受けるには、必ず申請を行う必要がありますので、下記のとおり専用の手続ポータルサイト（e-Shien）での電子申請をお願いします。なお、就学支援金は、沖縄県教育委員会が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺されるため、生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

インターネット環境の不調その他の理由で書面での申請を希望する場合は、下記学校担当者まで連絡してください。

申請をしない場合は、オリエンテーションで配布したピンクの「確認書」を学校事務室へ提出するまたは、手続ポータルサイト（e-Shien）電子申請での意向登録にて「申請書を提出しません」の旨申請してください。

記

- 1 申請方法 手続ポータルサイト電子申請（4月26日までに申請を行って下さい）
(推奨) ※申請に必要なID・パスワードは4月9日配布済みです。

具体的な申請方法は、別添「高等学校等就学支援金オンライン申請の案内」
又は、学校ホームページ「公募・各種申請&証明・届出→申請→①高等学校
就学支援金制度(授業料支援)の申請について」に掲載している申請者向け
利用マニュアルをご確認下さい。

- 2 提出書類

手続ポータルサイト（e-Shien）電子申請にて収入状況を親権者以外の方で行う場合は、以下書類を提出して下さい。

- ・生徒の健康保険証の写し（A4用紙に貼り付けて提出お願いします）

- 3 申請期限 令和6年4月26日（金）

- 4 留意事項

以下の場合、授業料を納めていただくことになります。

- (1) 正当な理由がなく申請期限までに申請が行われない場合
- (2) 保護者（親権者）等の「令和5年度市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額」の合計が304,200円以上であることが明白である場合

<問い合わせ先> 那覇国際高校事務室 担当者 楚南 TEL：098-860-5931

令和6年度高等学校等就学支援金等について

受給認定申請の3つのパターン

①生徒（保護者等）がマイナンバーカードを利用して、課税情報を提出する場合。
（業務マニュアルP2、利用マニュアル②新規申請編）
→保護者等が本人のマイナンバーカードを読み取り、マイナポータルから自身の課税情報等を取得し、申請する。 ※保護者全員がマイナンバーカードを保有している必要があります。

推奨

最も申請者の負担が少ない方法です！

②生徒（保護者等）がマイナンバーカード等に記載されているマイナンバー（個人番号）を入力し提出する場合。
（業務マニュアルP3、利用マニュアル②新規申請編）
→保護者等が本人の個人番号を入力し、申請する。教育支援課において申請された個人番号を利用して、課税情報等を取得し審査する。

③手続ポータルサイト電子申請以外での申請。（従来通りの紙申請）
→インターネット環境の不調その他の理由で書面での申請を希望する場合は、従来通り紙申請での提出も可能。その場合は事務室へ受け取りに来てください。

※「申請者向け利用マニュアル」については文部科学省HP（オンライン申請の案内 裏面参照）又は学校HPにてダウンロード下さい。